4. ばい煙発生施設に係る排出基準

(1)いおう酸化物の排出基準

次の式により算出したいおう酸化物の量を限度とします。

$q = K \times 10^{-3} \times He^{2}$

q：いおう酸化物の排出量（m^3／h）

He：補正された排出口の高さ（m）

K：地域によって異なる値（図1参照）

別表第2（いおう酸化物の排出基準）（大気汚染防止法施行規則別表第1より）

地域	K　　値	適　用　地　域
Ⅰ	1.75（昭和49年4月1日以後に設置するもの）（注） 3.5（昭和49年3月31日までに設置したもの）	千葉市*1，市川市，浦安市，船橋市*1，木更津市，松戸市，習志野市，市原市，君津市，富津市，袖ケ浦市 ＊１ 千葉市及び船橋市の工場・事業場については千葉市・船橋市の指導を受けてください。
Ⅱ	9.0	野田市，成田市（旧下総町、大栄町の区域を除く），佐倉市，柏市*2，流山市，八千代市，我孫子市，鎌ケ谷市，四街道市，印西市，白井市，酒々井町，栄町 ＊２ 柏市の工場・事業場については柏市の指導を受けてください。
Ⅲ	14.5	茂原市，銚子市
Ⅳ	17.5	その他の地域

備考　次の施設については，当分の間適用が猶予される。

(1) 昭和60年9月9日以前に設置された小型ボイラー。

(2) 昭和63年1月31日以前に設置されたガスタービン及びディーゼル機関であって，排出ガス量が1万m^3／h未満のもの。

(3) ガスタービン及びディーゼル機関並びにガス機関及びガソリン機関のうち専ら非常用として用いられるもの。

（注）小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日以後，ガスタービン，ディーゼル機関にあっては昭和63年2月1日以後に設置するもの。

図１　K 値規制地域図

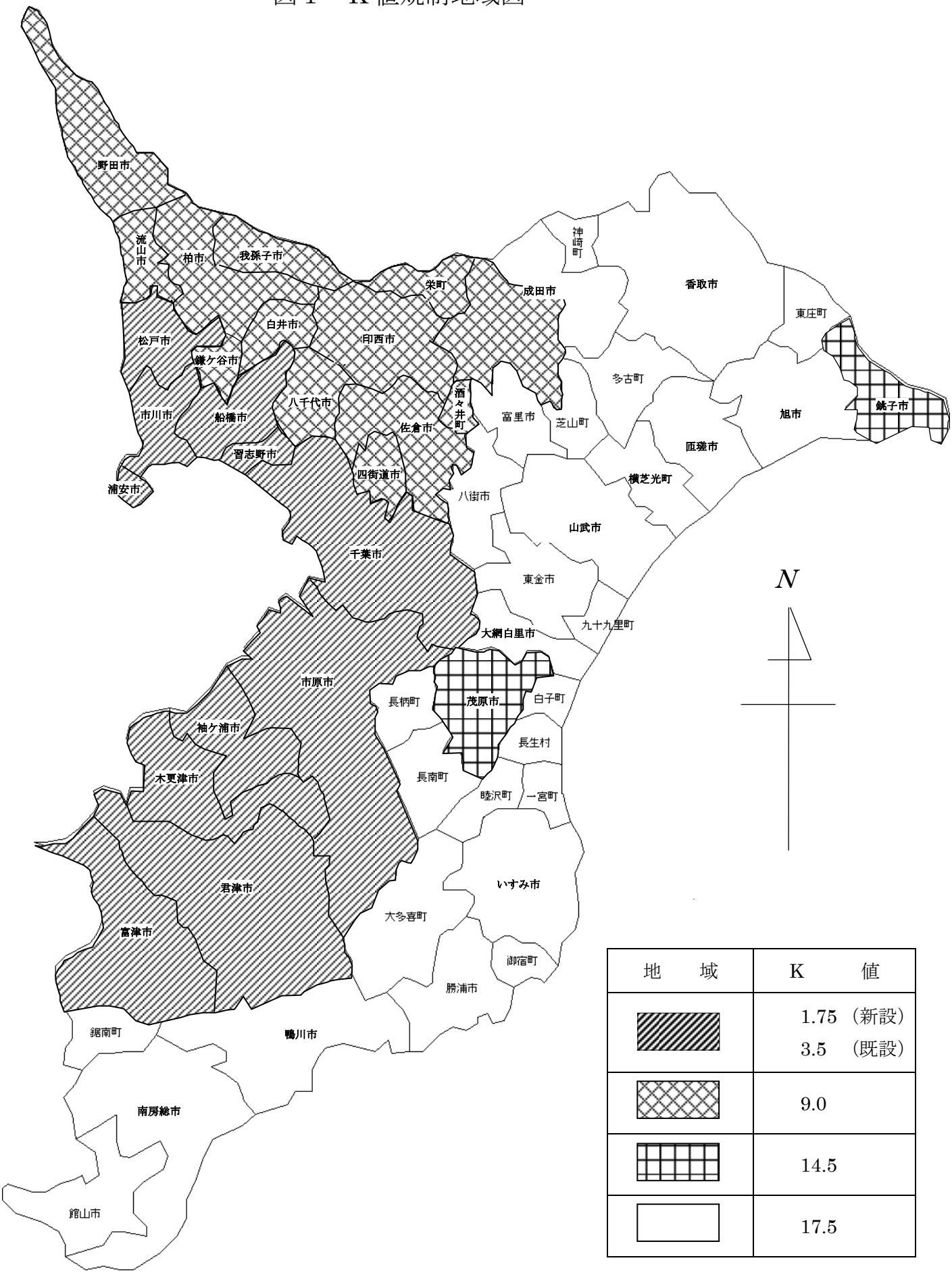

地　　域	K　　値
	1.75（新設） 3.5　（既設）
	9.0
	14.5
	17.5

(2) ばいじん及び有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準

排出基準には全域に適用する「一般排出基準」と地域を指定した「上乗せ基準」があります。

ばいじん及び有害物質の上乗せ基準の根拠は，大気汚染防止法第4条第1項及び第2項の規定により，「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」（昭和46年12月25日千葉県条例第67号）です。この条例は昭和47年9月29日から施行されています。

図2に掲げる地域において別表第3，第4に掲げる施設の種類ごとに同表に掲げる「上乗せ基準」が適用されています。なお，上乗せ基準適用地域であっても，「上乗せ基準」の定められていない施設については「一般排出基準」が適用されます。

図２　ばいじん及び有害物質（窒素酸化物を除く。）の上乗せ基準適用地域図

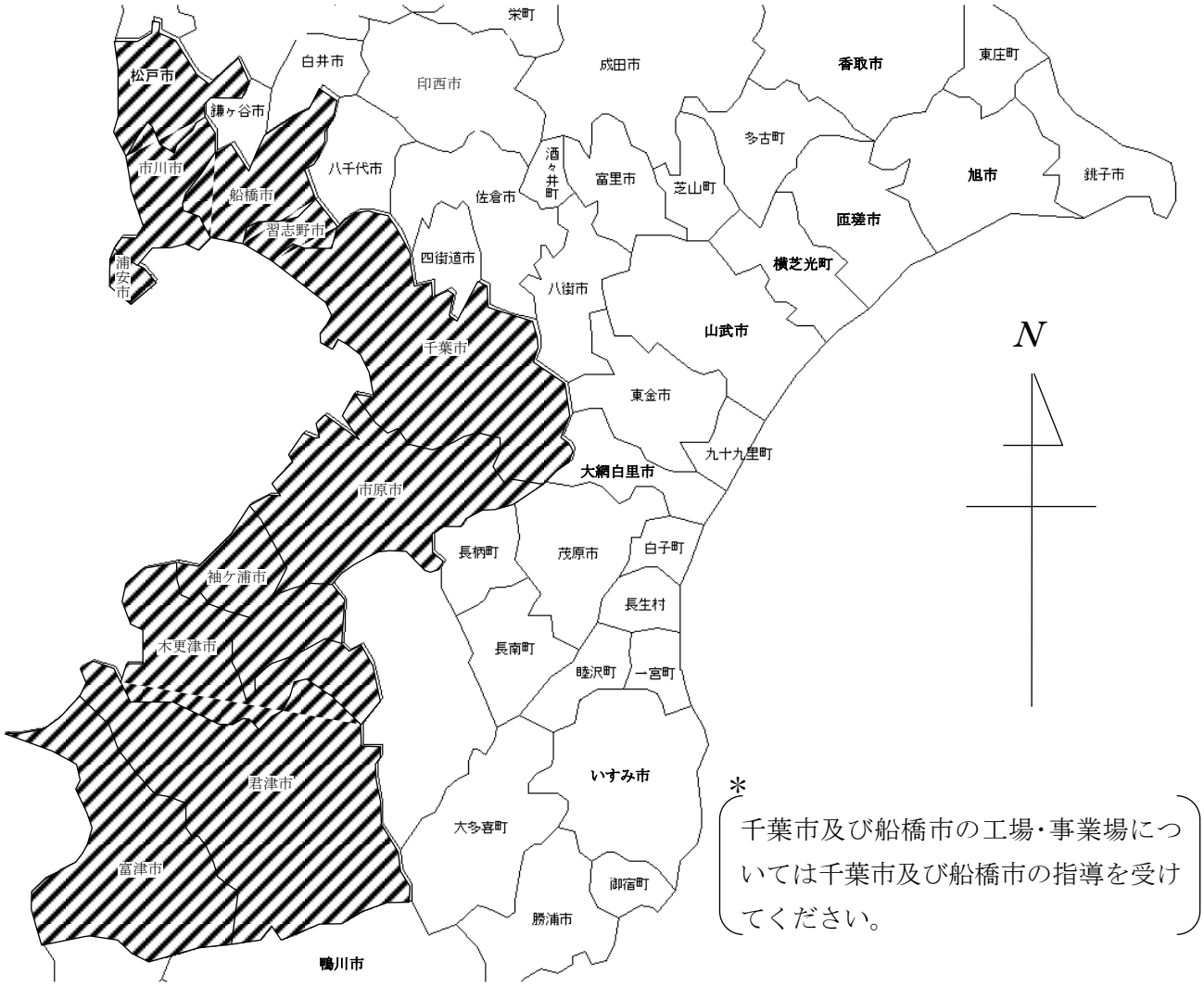

千葉市＊，**市川市**，**浦安市**，**船橋市**＊，**木更津市**，**松戸市**，**習志野市**，**市原市**（馬立，上原，上高根，中高根，風戸，柏橋，南岩崎，寺谷，牛久，奉免，妙香，中，西国吉，皆吉，金沢，大蔵，藪，岩，石川，米沢，間ヶ谷，原田，江子田，奥野，堀越，宿，島田，市場，大沢，鶴舞，田尾，池和田，矢田，下矢田，山小川，平蔵，米原，小草畑，高滝，養老，本郷，大和田，久保，外部田，駒込，山口，古敷谷，小谷田，吉沢，新井，飯給，徳氏，平野，大戸，万田野，柿木台，田淵，日竹，月出，大久保，石塚，菅野，月崎，国本，柳川，折津，石神，朝生原及び戸面を除く。），**君津市**，**富津市**及び**袖ケ浦市**の区域

ア　ばいじん

別表第3(ばいじんの排出基準)(大気汚染防止法施行規則別表第2他より)

令1別の表施第設	施設の種類 「下欄の数字は排出ガス量(湿り)で単位は万m³／h」	上乗せ基準 (g/m³)	一般排出基準(g/m³) ～S57.5.31設置	S57.6.1以後設置	On(%)	0nの扱い	備考
1.ボイラー	1.ガス専焼ボイラー(5の項に掲げるものを除く。) 20 ～ 4 ～ 20 1 ～ 4 ～ 1	 － －	 0.05 0.05 0.10 0.10	 0.05 0.05 0.10 0.10	5		注1)昭和47年1月1日以後設置したもので液体専焼に限る。 注2)液体専焼に限る。 注3)石炭の発熱量が20,930.25kJ(5,000kcal)/kg以下に限る。 注4)平成7年7月2日までの間，発熱量が20,930.25kJ(5,000kcal)/kg以下の石炭のみを燃焼させており，かつ，平成7年7月3日以降，発熱量が23,023.275kJ(5,500kcal)/kg以下の石炭を燃焼させる場合に限り，当分の間，0.45とする。 注5)軽質液体燃料(A重油・灯油・軽油)及びガス燃料を使用するものは，当分の間適用しない。
	2.液体燃焼ボイラー(次項及び5の項を除く。) 20 ～ 4 ～ 20 1 ～ 4 ～ 1	 － 注1)0.10 注2)0.20 －	 0.07 0.18 0.25 0.30	 0.05 0.15 0.25 0.30	4	排ガス量1万m³/h未満は当分の間適用を猶予	
	3.黒液燃焼ボイラー(5の項を除く。) 20 ～ 4 ～ 20 ～ 4	 － － －	 0.20 0.35 0.35	 0.15 0.25 0.30	Os		
	4.石炭燃焼ボイラー(次項を除く。) 20 ～ 4 ～ 20 1 ～ 4 ～ 1	 注3)0.40 注3)0.40 注3)0.40 －	 注4)0.15 注4)0.25 注4)0.35 注4)0.35	 0.10 0.20 0.30 0.30	6		
	5.触媒再生塔に附属するボイラー	－	0.30	0.20	4		
	6.前各項以外のボイラー 20 ～ 4 ～ 20 ～ 4	 － －	 0.30 0.30 0.40	 0.30 0.30 0.30	6	当分の間適用を猶予	
	附1.小型ボイラー	－	～S60.9.9　猶　予 ～H2. 9.9　0.5 H2.9.10～ 各燃料の最小規模のものに係る値 注5)		前各項と同様		

令1別の表施第設	施設の種類 「下欄の数字は排出ガス量(湿り)で単位は万m³／h」	上乗せ基準 (g/m³)	一般排出基準(g/m³) ～S57.5.31設置	S57.6.1以後設置	On	0nの扱い	備考
2.ガス発生炉・加熱炉	7.ガス発生炉	－	0.05	0.05	7		
	8.加熱炉	－	0.10	0.10	7		
3.焙焼炉	9.焙焼炉 4～ 1～4 ～1	 －	 0.10 0.15 0.15	 0.10 0.15 0.15	Os		
3.焼結炉・か焼炉	10.フェロマンガンの製造の用に供する焼結炉 1～ ～1	 －	 0.20 0.20	 0.20 0.20	Os		
	11.前項以外の焼結炉 1～ ～1	 －	 0.15 0.15	 0.15 0.15	Os		
	12.か焼炉 4～ 1～4 ～1	 0.20 0.20 －	 0.25 0.30 0.30	 0.20 0.25 0.25	Os		
4.溶鉱炉・転炉・平炉	13.溶鉱炉のうち高炉	－	0.05	0.05	Os		
	14.前項以外の溶鉱炉	－	0.15	0.15	Os		
	15.転炉 1～ ～1	 －	 注1)0.10 注1)0.10	 0.10 0.10	Os		注1)燃焼型に限り，当分の間0.13とする。
	16.平炉 4～ 1～4 ～1	 －	 0.10 0.20 0.20	 0.10 0.20 0.20	Os		注2)アルミニウム地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉は当分の間0.30とする。
5.溶解炉	17.溶解炉 4～ 1～4 ～1	 － 0.20 －	 0.10 注2)0.20 注2)0.20	 0.10 注2)0.20 注2)0.20	Os		

令1別の表施第設	施設の種類 「下欄の数字は排出ガス量(湿り)で単位は万m³／h」	上乗せ基準(g／m³)	一般排出基準(g/m³) ～S57.5.31設置	S57.6.1以後設置	On	0nの扱い	備考
6.加熱炉	18.金属加熱炉 4～ 1～4 ～1	 － 0.20 －	 0.15 0.25 0.25	 0.10 0.20 0.20	11	当分の間適用を猶予	注1)潤滑油の製造の用に供するものに限り，当分の間0.18とする。
7.加熱炉	19.石油加熱炉 4～ 1～4 ～1	 － － －	 0.10 0.15 注1)0.15	 0.10 0.15 0.15	6		
8.触媒再生塔	20.触媒再生塔	 －	 0.30	 0.20	6		
8の2.燃焼炉	21.硫黄燃焼炉	 －	 0.10	 0.10	8		
9.焼成炉・溶融炉	22.石灰焼成炉 (土中釜に限る。)	 －	 0.40	 0.40	15		
	23.前項以外の石灰焼成炉	 0.30	 0.30	 0.30	15		
	24.セメントの製造の用に供する焼成炉 4～ 1～4 ～1	 0.10 －	 0.10 0.10 0.10	 0.10 0.10 0.10	10		
	25.耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉 4～ 1～4 ～1	 0.10 0.20 －	 0.10 0.20 0.20	 0.10 0.20 0.20	18		
	26.前各項以外の焼成炉 4～ 1～4 ～1	 0.10 0.20 －	 0.15 0.25 0.25	 0.15 0.25 0.25	15	当分の間適用を猶予	

令1別の表施第設	施設の種類 「下欄の数字は排出ガス量(湿り)で単位は万m³／h」	上乗せ基準(g/m³)	一般排出基準(g/m³) ～S57.5.31設置	S57.6.1以後設置	On	0nの扱い	備考
9.焼成炉・溶融炉	27.板ガラス又はガラス繊維製品の製造の用に供する溶融炉 4～ 1～4 ～1	 0.10 0.20 －	 0.10 0.15 0.15	 0.10 0.15 0.15	15		注1)るつぼ炉以外に限る。 注2)活性炭の製造の用に供する反応炉に限り，当分の間0.30とする。
	28.光学ガラス，電気ガラス又はフリットの製造の用に供する溶融炉 4～ 1～4 ～1	 注1)0.10 注1)0.20 －	 0.10 0.30 0.30	 0.10 0.15 0.15	16		
	29.前各項以外の溶融炉 4～ 1～4 ～1	 注1)0.10 注1)0.20 －	 0.10 0.20 0.20	 0.10 0.20 0.20	15		
10.反応炉直火炉	30.反応炉及び直火炉 4～ 1～4 ～1	 0.10 0.20 －	 0.15 0.20 注2)0.20	 0.15 0.20 0.20	6	当分の間適用を猶予	
11.乾燥炉	31.骨材乾燥炉 2～ ～2	 0.40 0.40	 0.50 0.60	 0.50 0.50	16	直接熱風乾燥炉はOs	
	32.前項以外の乾燥炉 4～ 1～4 ～1	 0.10 0.20 －	 0.15 0.30 0.35	 0.15 0.20 0.20	16	同上	
12.電気炉	33.合金鉄(珪素の含有率40%以上)の製造の用に供する電気炉	－	0.20	0.20	Os		
	34.合金鉄(珪素の含有率40%未満)及びカーバイドの製造の用に供する電気炉	－	0.15	0.15	Os		

令1別表第	施設の種類 「下欄の数字は排出ガス量(湿り)で単位は万m³／h」	上乗せ基準 (g/m³)	一般排出基準(g/m³) ～S57.5.31設置	S57.6.1以後設置	On	0nの扱い	備考
12.電気炉	35.前各項以外の電気炉 4～ 1～4 ～1	 －	 0.10 0.10 0.10	 0.10 0.10 0.10	Os		
13.廃棄物焼却炉	【上乗せ基準】 36.廃棄物焼却炉のうち連続炉 4～ 1～4 ～1	 0.10 0.20 －	 － － －	 － － －			
	37.前項以外の廃棄物焼却炉	0.40	－	－			
	【一般排出基準】 下欄の数字は 「廃棄物の処理能力」		～H10.6.30設置	H10.7.1以後設置	On	0nの扱い	注）上乗せ基準については，従前のとおり区分による基準が適用される。
	36.廃棄物焼却炉 4t／h～ 2　～4t／h ～2t／h	 注） 注） 注）	 0.08 0.15 0.25	 0.04 0.08 0.15	12		
	施設の種類 「下欄の数字は排出ガス量(湿り)で単位は万m³N／h」		～S57.5.31設置	S57.6.1以後設置	On	0nの扱い	備考
14.焙焼炉・乾燥炉・結炉・溶鉱炉・転炉・亜鉛・鉛・銅	38.銅，鉛，亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉 4～ 1～4 ～1	 －	 0.10 0.15 0.15	 0.10 0.15 0.15	Os		
	39.銅，鉛，亜鉛の精錬の用に供する焼結炉 1～ ～1	 －	 0.15 0.15	 0.15 0.15	Os		
	40.銅，鉛，亜鉛の精錬の用に供する溶鉱炉	－	0.15	0.15	Os		

令１別の表施設第	施設の種類 「下欄の数字は排出ガス量(湿り)で単位は万m³／h」	上乗せ基準 (g/m³)	一般排出基準(g/m³) ～S57.5.31設置	S57.6.1以後設置	On	0nの扱い	備考
14. 焙焼炉・焼結炉・溶鉱炉・転炉・ 溶解炉・乾燥炉・銅鉛亜鉛・∪	41.銅，鉛，亜鉛の精錬の用に供する転炉 1～ ～1	 －	0.15 0.15	0.15 0.15	Os		注1)気流搬送型は当分の間0.18とする。
	42.銅，鉛，亜鉛の精錬の用に供する溶解炉 4～ 1～4 ～1	 － －	0.10 0.20 0.30	0.10 0.20 0.20	Os		
	43.銅，鉛，亜鉛の精錬の用に供する乾燥炉 4～ 1～4 ～1	 0.10 0.20 －	注1)0.15 0.30 0.30	0.15 0.20 0.20	16	直接熱風乾燥炉はOs	
18.反応炉	44.活性炭の製造の用に供する反応炉	－	0.30	0.30	6		
20.電解炉	45.アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	－	0.05	0.05	Os		
21.焼成炉 溶解炉	46.燐等の製造の用に供する焼成炉	－	0.15	0.15	15		
	47.燐等の製造の用に供する溶解炉	－	0.20	0.20	Os		
23.乾燥炉・焼成炉	48.トリポリリン酸ナトリウムの製造の用に供する乾燥炉 4～ 1～4 ～1	 0.10 0.20 －	0.10 0.10 0.10	0.10 0.10 0.10	16	直接熱風乾燥炉はOs	
	49.トリポリリン酸ナトリウムの製造の用に供する焼成炉	－	0.15	0.15	15		

令1別の表施第設	施設の種類 「下欄の数字は排出ガス量(湿り)で単位は万m³／h」	上乗せ基準 (g/m³)	一般排出基準(g/m³) ～S57.5.31設置	 S57.6.1以降設置	 On	 0nの扱い	備　　考
24.溶解炉	50.鉛の第二次精錬等の製造の用に供する溶解炉 4～ 1～4 ～1	 － －	 0.10 0.20 0.20	 0.10 0.20 0.20	Os		
25.溶解炉	51.鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 4～ 1～4 ～1	 － －	 0.10 0.15 0.15	 0.10 0.15 0.15	Os		
26.溶解炉・反射炉・反応炉	52.鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉 4～ 1～4 ～1	 － －	 0.10 0.15 0.15	 0.10 0.15 0.15	Os		
	53.鉛系顔料の製造の用に供する反射炉	－	0.10	0.10	Os		
	54.鉛系顔料の製造の用に供する反応炉 4～ 1～4 ～1	 －	 0.05 0.05 0.05	 0.05 0.05 0.05	6	鉛酸化物の製造の用に供するものはOs	
28.コークス炉	55.コークス炉	－	0.15	0.15	7		
29.	56.ガスタービン	－	0.05	0.05	16		昭和63年1月31日以前に設置された施設及び専ら非常用の施設については当分の間適用を猶予する。
30.	57.ディーゼル機関	－	0.10	0.10	13		
31.	58.ガス機関	－	0.05	0.05	0		専ら非常用の施設については当分の間適用を猶予する。
32.	59.ガソリン機関	－	0.10	0.10	0		

備考

1. この表の「一般排出基準」に掲げるばいじんの濃度は，次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} \times Cs$$

この式において，C，On，Os及びCsは，それぞれ次の値を表すものとする。

C　：ばいじんの濃度（g／m^3）

On：標準酸素濃度（%）

Os：排出ガス中の酸素の濃度（%）（当該濃度が20%を超える場合にあっては，20%とする。）

Cs：排出ガス中のばいじんの実測値（g／m^3）（JIS Z 8808による。）

なお，標準酸素濃度OnがOsの施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては，C＝Csとする。

2. 当該ばいじんの濃度には，燃料の点火，灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれていないものとする。

3. ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては，一工程の平均の濃度とする。

4. 上乗せ基準適用施域にあっては，「上乗せ基準」と「一般排出基準」のいずれか厳しい基準が適用される。

5. 「上乗せ基準」は標準酸素濃度による補正は行わない。

イ　有害物質(窒素酸化物を除く。)

別表第4(窒素酸化物を除く有害物質の排出基準)(大気汚染防止法施行規則別表第3及び県条例より)

物質の種類	施設の種類	一般排出基準 (mg/m³)	上乗せ基準 (mg/m³)
1.カドミウム及びその化合物	施行令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造(原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。)の用に供するもの並びに14の項及び15の項に掲げる施設	1.0	0.5
2.塩素	施行令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	30	5
3.塩化水素	施行令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	80	10
	施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉	700 注1)	―
4.弗素，弗化水素及び弗化珪素	施行令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの，21の項に掲げる反応施設(過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。)，濃縮施設及び溶解炉(燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く。)並びに22の項及び23の項に掲げる施設	10	2.5
	施行令別表第1の20の項に掲げる電解炉	1.0(3.0)	―(2.5)
	施行令別表第1の21の項に掲げる反応施設(過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものに限る。)及び溶解炉のうち電気炉(燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る。)	15	2.5
	施行令別表第1の21の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉(燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る。)	20	2.5
	施行令別表第1の4の項に掲げる転炉，5の項に掲げる溶解炉(アルミニウムの精錬又は鋳造の用に供するものに限る。)，9の項に掲げる施設のうち石こうの製造の用に供する焼成炉，11の項に掲げる乾燥炉(石こうの製造の用に供するものに限る。)並びに21の項に掲げる施設	―	2.5
5.鉛及びその化合物	施行令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の用に供するもの	20	10 注2)

物質の種類	施設の種類	一般排出基準 (mg/m^3)	上乗せ基準 (mg/m^3)
5.鉛 及びその化合物	施行令別表第1の14(鉛を原材料として使用するもの)の項に掲げる焙焼炉，転炉，溶解炉及び乾燥炉並びに24の項から26の項までに掲げる施設	10	－
	施行令別表第1の14の項に掲げる焼結炉及び溶鉱炉	30	－

注1) 別表第4に掲げる塩化水素の濃度は，実測値を次式により換算した値とする(廃棄物焼却炉に限る。)。

$$C = \frac{9}{21 - Os} \times Cs$$

この式において，C，Os及びCsは，それぞれ次の値を表すものとする。

C ：補正後の塩化水素濃度(mg／m^3)

Os:排出ガス中の酸素の濃度(%)

Cs:排出ガス中の塩化水素実測値(mg／m^3)(JIS K 0107による)

注2) 排出ガス量1万m^3／h(湿り)以上のものに限る。

備考

1. 当該有害物質の濃度には，すすの掃除を行なう場合等において，やむを得ず排出される有害物質(1時間につき合計6分間をこえない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
2. 一般排出基準欄及び上乗せ排出基準の欄の(　)内の数値は，有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の濃度のことである。
3. 有害物質の濃度が著しく変動する施設にあっては，一工程の平均の濃度とする。

(3)窒素酸化物の排出基準

別表第5(窒素酸化物の排出基準)(大気汚染防止法施行規則別表第3の2他より)

令別表第１項の施設	施設の種類「下欄の数字は排ガス量（湿り）で単位は万m^3/h」	排出基準(ppm)									備　　考
		On(%)	施設設置年月日	～S48.8.9	S48.8.10～S50.12.9	S50.12.10～S52.6.17	S52.6.18～S54.8.9	S54.8.10～S58.9.9	S58.9.10～S62.3.31	S62.4.1～	
1.ボイラー	1. ガス専焼ボイラー	5									
	50～			130	130	100	60	60	60	60	
	10～50			130	130	100	100	100	100	100	
	4～10			130	130	130	100	100	100	100	
	1～4			150	150	130	130	130	130	130	
	～1			150	150	150	150	150	150	150	
	2. 固体燃焼ボイラー	6									
	70～			400	300	300	300	300	300	200	
	50～70			420	300	300	300	300	300	250	
	20～50			420	350	300	300	300	300	250	
	4～20			450	350	300	300	300	300	250	
	0.5～4			450	380	350	350	350	350	350	
	～0.5			480	480	480	380	380	350	350	
	但し，以下の施設の規模及び設置年月日についてはその基準を適用する。										
	(石炭専焼・流動層燃焼方式)										
	1～4							注1)380			注1)S58.9.10において専焼のもの
	0．5～1							注1)390			
	(石炭燃焼・散布式ストーカ型)										
	4～10								320	320	
	(流動層燃焼方式)										
	～4								注1)360	350	注1)S59.9.10設置より350とする。
	注2)										
	(低品位炭専焼火炉分割壁型放射加熱機器付き)										注2)火炉熱発生率586，047kJ(14万kcal)/㎡h以上のみ。
	50～			550							
	(上記以外低品位炭専焼)										
	30～			480							
	(石炭専焼，上記以外接線型チルチングバーナー)										
	100～			430							
	注2)										
	(石炭専焼，前面燃焼方式、自然循環型)										
	20～25			450							
	3. 液体燃焼ボイラー	4									液体燃焼ボイラーでS52.9.9までに設置された排ガス量が0.5万m3/h未満の過負荷燃焼型は当分の間適用しない。
	(原油タール燃焼・排脱硫付)										
	50～100			210	180	150	130	130	130	130	
	10～50			210	180	150	150	150	150	150	
	4～10			280	180	150	150	150	150	150	
	1～4			280	280	150	150	150	150	150	
	～1			280	280	280	注1)280	180	180	180	注1)S52.9.10設置より180とする

注）熱源として電気を使用するものを除く

令別表第１項の施設	施設の種類 「下欄の数字は排ガス量（湿り）で単位は万m³/h」	On（%）	施設設置年月日	排出基準(ppm) ～S48.8.9	S48.8.10～S50.12.9	S50.12.10～S52.6.17	S52.6.18～S54.8.9	S54.8.10～	備　考
1 ボイラー	3.液体ボイラー		4						液体燃焼ボイラーでS52.9.9までに設置された排ガス量が0.5万m3/h未満の過負荷燃焼型は当分の間適用しない
	(原油タール燃焼・前記を除く)								
	50～			180	180	150	130	130	
	10～50			190	180	150	150	150	
	4～10			250	180	150	150	150	
	1～4			250	250	150	150	150	
	～1			250	250	250	注1)250	180	注1)S52.9.10設置より180とする
	(排脱硫付・原油タールを除く)								
	50～100			210	180	150	130	130	
	10～50			210	180	150	150	150	
	4～10			210	180	150	150	150	
	1～4			250	250	150	150	150	
	～1			280	280	280	注1)280	180	注1)S52.9.10設置より180とする
	(前記液体ボイラーすべてを除く)								
	50～			180	180	150	130	130	
	10～50			190	180	150	150	150	
	4～10			190	180	150	150	150	
	1～4			230	230	150	150	150	
	～1			250	250	250	注1)250	180	注1)S52.9.10設置より180とする
	(小型ボイラー)	前項と同様		排出基準					ただし,ガス,灯油,軽油又はA重油を燃焼させるものは当面適用しない
						～S60.9.9	S60.9.10～H2.9.9	H2.9.10～	
	液体燃料					－	300	260	
	固体燃料					－	350	350	
2. ガス発生炉・加熱炉	4.ガス発生炉・加熱炉	7		注1)170	注1)170	注1)170	注1)170	150	注1)水素ガスの製造の用に供するガス発生炉(天井バーナー方式のもの)は360とする。
3. 焙焼炉・焼結炉・焼結炉・焼成炉	5.焙焼炉	14		250	250	250	250	220	
	6.焼結炉	15							注1)排ガス量が1万m3/h未満は540とする。 注2)排ガス量が1万m3/h未満は300とする。
	(ガス燃焼・ペレット焼成炉)			540	540	540	注1)220	220	
	(前記以外・ペレット焼成炉)			300	300	300	注2)220	220	
	(ペレット焼成炉を除く)								
	10～			260	260	260	220	220	
	1～10			270	270	270	220	220	
	～1			300	300	300	300	220	
	7.焼成炉	10							注1)排ガス量が1万m3/h未満は350とする。
	(アルミナの製造の用に供する焼成炉)			350	350	350	注１）200	200	
	(前記を除く焼成炉)			200	200	200	200	200	
4 熔鉱炉	8.溶鉱炉	15		120	120	120	120	100	
5 溶解炉	9.金属溶解炉 (キュポラを除く)	12		200	200	200	200	180	

注）熱源として電気を使用するものを除く

令別表第１項の施設	施設の種類 「下欄の数字は排ガス量（湿り）で単位は万m³/h」	排出基準(ppm) On(%)	年月日 施設	施設	～S48.8.9	S48.8.10～S50.12.9	S50.12.10～S52.6.17	S52.6.18～S54.8.9	S54.8.10～	備　考
6	10.金属加熱炉			11						
	(ラジアントチューブ型)									
加	10～				200	200	100	100	100	
	4～10				200	200	150	150	150	
熱	1～4				200	200	150	150	150	
	0.5～1				200	200	200	150	150	
炉	～0.5				200	200	200	180	180	
	11.金属加熱炉			11						
	(鍛接鋼管用)									
	10～				―	―	100	100	100	
	1～10				―	―	―	180	180	
	0.5～1				―	―	―	150	150	
	～0.5				―	―	―	180	180	
	12.金属加熱炉			11						
	(前各項以外の加熱炉)									
	10～				160	160	100	100	100	
	4～10				170	170	150	130	130	
	1～4				170	170	150	130	130	
	0.5～1				170	170	170	150	150	
	～0.5				200	200	200	180	180	注1)エチレン独立過熱炉又は
7	13.石油加熱炉			6						メタノール改質炉のうち空気
加	10～				170	170	100	100	100	予熱器を有するものは４３０
熱	4～10				注1)170	注1)170	100	100	100	とする。
炉	1～4				注2)180	注2,3)170	150	130	130	注2)エチレン分解炉・炉床式
	0.5～1				注4)180	注4)180	注4)180	150	150	ﾊﾞｰﾅｰを有するものは280
	～0.5				200	200	200	180	180	とする。
8	14.触媒再生塔			6						注3)前記注2)以外のエチレン分
触媒										解炉及び注1)の施設は180
再生塔					300	300	300	300	250	とする。
8-2	15.燃焼炉			8						注4)排脱硫付は190とする。
燃焼炉					300	300	300	300	250	
9	16.石灰焼成炉			15						
	(ガス燃焼のロータリーキルン)				300	300	300	300	250	
焼	17.セメント焼成炉			10						
成	(湿式)									
炉	10～				―	―	250	250	250	
・	～10				―	―	―	350	350	
溶	(湿式を除く)									
融	10～				480	480	250	250	250	
炉	～10				480	480	480	350	350	
	18.耐火レンガ，耐火物原料			18						
	製造用焼成炉				450	450	450	450	400	注1)専ら酸素を用いて燃焼を
	19.板ガラス，ガラス繊維			注1)15						行うものについては、標準
	製造用溶融炉				400	400	400	400	360	酸素濃度補正式に補正項(に
	20.光学ガラス，フリット，			注1)16	900	900	900	900	800	1/4)を乗ずる。(p35備考1)
	電気ガラス製造用溶融炉				注2)800	注2)800	注2)800	注2)800	注2)800	注2)専ら酸素を用いて燃焼を
	21.その他のガラス溶融炉			注1)15	500	500	500	500	450	行うもの。
	22.前各項以外の焼成炉・溶融炉			15	200	200	200	200	180	

注）熱源として電気を使用するものを除く

令別表第１項の施設	施設の種類 「下欄の数字は排ガス量（湿り）で単位は万m³/h」	排出基準(ppm)							備　考
		On (%)	施設設置年月日	～S48.8.9	S48.8.10～S50.12.9	S50.12.10～S52.6.17	S52.6.18～S54.8.9	S54.8.10～	
10. 反応炉・直火炉	23.反応炉・直火炉 (硫酸カリウムの製造用反応炉) (硫酸製造用反応炉でNoxを触媒とするもの) (その他の反応炉・直火炉)	6		250 注1)700 200	250 注1)700 200	250 注1)700 200	250 注1)700 200	180 180 180	注１）On=15とする
11. 乾燥炉	24.乾燥炉	16		250	250	250	250	230	
13. 廃棄物焼却炉	25.浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉に限る) 4～ ～4	12		900 900	900 900	900 900	450 900	450 450	
	26.特殊廃棄物焼却炉　注1) (連続炉に限る) 4～ ～4	12		300 900	300 900	300 900	250 900	250 700	注１）ニトロソ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合若しくはこれら誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処置する工程から排出される廃棄物を焼却するものをいう。
	27.前二項以外の廃棄物焼却炉 (連続炉に限る) 4～ ～4 (連続炉以外) 4～	12		300 300 ―	300 300 ―	300 300 ―	250 300 250	250 250 250	
14 (銅･鉛亜鉛) 焙焼炉 焼結炉 溶鉱炉 溶解炉 乾燥炉	28.焙焼炉	14		250	250	250	250	220	
	29.焼結炉	15		300	300	300	300	220	
	30.亜鉛の精錬の用に供する溶鉱炉のうち鉱滓処理炉 (石炭又はｺｰｸｽを燃料及び還元剤として使用するものに限る) 亜鉛の精錬の用に供する溶鉱炉のうち立型蒸留炉			450 230	450 230	450 230	450 230	450 100	
	31.前項以外の溶鉱炉			120	120	120	120	100	
	32.銅の精錬の用に供する溶解炉のうち精製炉 (アンモニアを還元剤とするものに限る)	12		330	330	330	330	330	
	33.前項以外の溶解炉			200	200	200	200	180	
	34.乾燥炉	16		200	200	200	200	180	
18 反応炉	35.活性炭製造用反応炉	6		200	200	200	200	180	
21 焼成炉・溶解炉	36.燐等の製造用焼成炉	15		200	200	200	200	180	
	37.燐等の製造用溶解炉			650	650	650	650	600	
23 乾燥炉・焼成炉	38.トリポリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉	16		200	200	200	200	180	
	38.トリポリ燐酸ナトリウム製造用焼成炉	15		200	200	200	200	180	

注）熱源として電気を使用するものを除く

令別表第１項の施設	施設の種類 「下欄の数字は排ガス量（湿り）単位は万m³/h」	排出基準(ppm) 0n (%)	施設設置年月日	～ S48.8.9	S48.8.10 ～ S50.12.9	S50.12.10 ～ S52.6.17	S52.6.18 ～ S54.8.9	S54.8.10 ～	備　考
24 溶解炉	40. 鉛の二次精錬等の溶解炉	12		200	200	200	200	180	
25 溶解炉	41. 鉛蓄電池製造用の溶解炉	12		200	200	200	200	180	
26 溶解炉 ・ 反射炉 ・ 反応炉	42. 鉛系顔料製造用の溶解炉	注1) 12		200	200	200	200	180	注1)鉛酸化物の製造の用に供するものは 0n＝0s
	43. 鉛系顔料製造用の反射炉	15		200	200	200	200	180	
	44. 鉛系顔料製造用の反応炉	注２） 6		200	200	200	200	180	注2)鉛酸化物又は硝酸鉛の製造の用に供するものは 0n＝0s
27 硝酸製造施設	45. 硝酸製造施設	0s		200	200	200	200	200	
28 コークス炉	46. コークス炉 10～ ～10	7		注3)350 注3)350	注3)350 注3)350	200 注3)350	170 170	170 170	注3)オットー型は当分の間適用しない。

令別表第１項の施設	施設の種類	排出基準(ppm) 0n (%)	施設設置年月日	～ S63.1.31	S63.2.1 ～ H1.7.31	H1.8.1 ～ H3.1.31	H3.2.1 ～ H6.1.31	H6.2.1 ～	備　考
29 ガスタービン	47. ガス専焼ガスタービン 4.5～ ～4.5	16		 － －	 70 90	 70 70	 70 70	 70 70	昭和６３年１月３１日以前に設置された施設及び専ら非常用の施設については、当分の間適用を猶予する。
	48. 液体燃焼ガスタービン 4.5～ ～4.5	16		 － －	 100 120	 100 100	 70 70	 70 70	
30 ディーゼル機関	49. ディーゼル機関 シリンダー内径400mm以上 シリンダー内径400mm未満	13		 － －	 1,600 950	 1,400 950	 1,200 950	 1,200 950	昭和６３年１月３１日以前に設置された施設及び専ら非常用の施設については、当分の間適用を猶予する。
31 ガス機関	50. ガス機関	0		2,000	2,000	2,000	1,000	600	専ら非常用の施設については、当分の間適用を猶予する。
32 ガソリン機関	51. ガソリン機関	0		2,000	2,000	2,000	1,000	600	

注）熱源として電気を使用するものを除く

備考

１．別表第５に掲げる窒素酸化物の濃度は，次式により算出された濃度とする。（濃度が著しく変動する施設にあっては，一工程の平均の濃度とする。）

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} \times Cs$$

ただし，

Ｃ：補正後のＮＯｘの濃度(ppm)

Ｏｓ：排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。）

Ｏｎ：標準酸素濃度（％）

Ｃｓ：排出ガス中のＮＯｘの実測値(ppm)(JIS K 0104による。)

なお，専ら酸素を用いて燃焼を行う板ガラス又はガラス繊維製造用溶融炉，光学ガラス，電気ガラス又はフリット製造用溶融炉，その他のガラス溶融炉にあっては，

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} \times Cs \times \frac{1}{4}$$

鉛酸化物製造用の溶解炉，鉛酸化物又は硝酸鉛の製造の用に供する反応炉及び硝酸製造施設にあっては，Ｃ＝Ｃｓ　とする。

２．別表第５の１の項（ボイラーの項）のうち，燃料を混焼させる場合にあっては，気体－固体は固体，気体－液体は液体 ，固体－液体は固体燃料の排出基準を適用する。

３．「過負荷燃焼型ボイラー」とは，炉筒煙管式又は水管式のボイラーであって，次式により算出した燃焼室熱負荷が，2,093,025kJ(50万kcal)/m^2h以上のものをいう。

Ｃｆ×Ｈℓ ／Ｖ　〔kcal/m^3 h〕 ただし，Ｃｆ：燃料使用量〔kg(m^3) /h〕

Ｈℓ ：燃料の低位発熱量〔kcal/kg(m^3) 〕

Ｖ：燃焼室容積〔m^3〕

注意

ボイラー（発電を目的として設置されているものに限る），ガスタービン，ディーゼル機関，ガス機関及びガソリン機関は「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」（概要はp36参照）」による指導基準があります。